

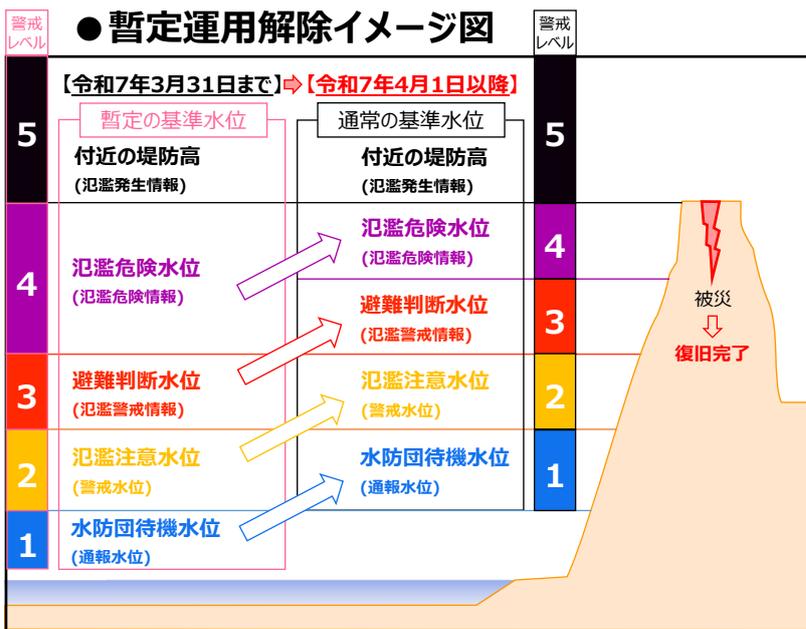
令和6年能登半島地震に伴う 基準水位の暫定運用の一部解除について



大野川の基準水位の暫定運用について、 令和7年3月31日をもって解除します。

令和6年能登半島地震により、堤防や護岸の機能が著しく低下した9河川について、基準水位を通常より1段階引き下げた暫定運用を行っています。

このたび、大野川の災害復旧工事が完了したため、令和7年3月31日をもって暫定運用を解除し、翌4月1日から通常の基準水位に戻した運用を再開します。



● 暫定運用を解除する基準水位一覧

(単位：m)

河川名	水位観測所	関係市町	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位	備考
			レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	
大野川	はたぐ 機具橋	金沢市 内灘町	0.60 ↓ 0.70	0.70 ↓ 0.80	0.80 ↓ 1.00	1.00 ↓ 1.10	上段：暫定水位 ↓ 下段：通常水位
	貯木場 (外)		0.60 ↓ 0.70	0.70 ↓ 0.80	—	—	

● 基準水位の種類

4	氾濫危険水位	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位であり、市町長の避難指示の発令判断の目安となる。
3	避難判断水位	市町長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる。
2	氾濫注意水位 (警戒水位)	洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべき水位であり、水防団の出動の目安となる。
1	水防団待機水位 (通報水位)	各水防機関が水防体制に入る水位である。

● 河川の水位に関する情報は、下記からご確認ください。

石川県河川総合情報システム

<http://kasen.pref.ishikawa.jp/ishikawa/>



石川県土木部河川課

TEL :076-225-1736

FAX :076-225-1740

Email :e250900@pref.ishikawa.lg.jp